

## 検証・評価・企画委員会（産業財産権分野会合）第4回における主な論点

### 1. 知財紛争処理システムの基盤整備

#### (1) 知的財産推進計画2016に掲載の主要項目及び主な関連施策

- ・ 適切かつ公平な証拠収集手続の実現、ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額の実現、権利付与から紛争処理プロセスを通じた権利の安定性の向上などに向けた総合的な対応について、特許制度小委員会にて検討。（経済産業省）

#### (2) これまでにいただいた主な意見及び本会合での論点

##### 《これまでの委員会等での主な意見》

- ・ 正当な権利行使に対する正当な賠償額が得られ、なおかつ予見可能性がある、当たり前のシステム構築が必要。
- ・ 日本の制度がフェアで予測可能性の高いものになり、権利者側、被疑侵害者側双方にとってフェアな結果が得られるようになっていくことを期待。
- ・ 社会システムに関する特許と個社が差別化のために出している特許について、同じ扱いで良いのかについて見直す時期に来ているのではないかと思う。

##### 《「知的財産推進計画2017」の策定に向けた意見募集に寄せられた主な意見》

###### (証拠収集手続)

- ・ 不必要に営業秘密を漏洩する制度及び証拠収集制度の濫用に繋がるような制度にならないよう慎重な検討が必要。
- ・ 強制力を持たせた証拠収集手続の導入には反対。

###### (損害賠償額)

- ・ 他の事件の実施料の参考とするために実施料データベースを作成するのは適切ではない。
- ・ 権利の価値を正当に評価できるシステムがないために、正当な損害額が認定されていないのではないかと。権利の価値を正当に評価できるシステムがあれば、損害賠償額は権利の価値を正当に反映するレベルまで自然と増額されるのでは。
- ・ 通常の実施料相当額を上回る損害額の算定がより容易にできるようにするための考慮要素の明確化について、具体的検討を進めることに賛成するが、単純に増額すればよいということではないため、弊害も含め、慎重な検討が必要。

###### (権利の安定性)

- ・ 権利が不安定である状況では事業化に向けた投資や特許権の取引は促進されないため、権利付与後における権利の安定性の向上に向けた施策を進めるべき。
- ・ 権利の安定性は重要であり、審査の質を一層向上させることにより裁判所で無効にならない権利の取得と、それを前提とした権利行使のしやすさが求められる。
- ・ 特許法第104条の3（特許権者等の権利行使の制限）については、現状を維持すべき。

##### 《本会合での主な論点》

- ・ 特許庁における検討結果、意見募集における意見等を踏まえ、我が国の知財紛争処理システムはどうあるべきか。また、そのために今後さらに取り組むべきことは何か。
- ・ 現行の知財紛争処理システムをより利用しやすいものとするために、さらに取り組むべきことは何か。

## **2. 産学・産産連携の機能強化と大学等の知財戦略強化**

### **(1) 知的財産推進計画2016に掲載の主要項目及び主な関連施策**

- ・ 大学等と企業との共同研究契約における特許出願と契約の在り方の検討結果を関係者に周知し、本格的な産学官連携の実現に向けて、研究成果の柔軟な取扱いを含めた共同研究契約の実現を促進。(文部科学省、経済産業省)
- ・ 優れた知財・標準化戦略の策定・実践を進めている公的研究機関等の取組を参考にして、公的研究機関における知財・標準化戦略のあり方を検討。(内閣府)
- ・ 第4次産業革命時代を見据え、経済波及効果が大きいIoT等の社会システム分野やロボット等の先端技術分野について、研究開発段階からの一体的な標準化を推進するとともに、国立研究開発法人が有する知見等を活用して標準化推進体制を強化。(経済産業省)

### **(2) これまでにいただいた主な意見及び本会合での論点**

#### **《これまでの委員会等での主な意見》**

- ・ 産学官連携を進めていく上で、契約の中で不実施補償の協議等でつまづくことがあり、産官学相互に柔軟性を持って議論していくことが必要では。
- ・ 産学官連携については、大学側の事務方の理解が得られずに難航することが多い印象。そこが改善されればイノベーションが進むのでは。
- ・ 国立研究開発法人が標準化に積極的に関与していくという方向性には賛成。

#### **《「知的財産推進計画2017」の策定に向けた意見募集に寄せられた主な意見》**

- ・ 一気通貫の知財マネジメントの普及の一環として、昨年11月に策定された「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の取組に賛成。今後は、本ガイドラインに基づく実行状況についての調査と、調査結果を踏まえた課題出しと成功事例の抽出を行い、さらにフィードバックされることを期待。
- ・ 社会システム分野や先端技術分野における国際標準化について、国立研究開発法人の知見等の活用することは有益。本施策を継続的に推進することにより体制強化につながることを期待。

#### **《本会合での主な論点》**

- ・ 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の策定を踏まえ、我が国における産学官連携はどうあるべきか。また、そのために今後さらに取り組むべきことは何か。
- ・ 国立研究開発法人における知的財産マネジメント、標準化への取組はどうあるべきか。また、そのために今後さらに国として取り組むべきことは何か。
- ・ 大学において必要な知財予算を確保できるようにするために、取り組むべきことは何か。

### **3. 第4次産業革命時代に対応した知財システムの在り方と世界をリードする審査の実現**

#### **(1) 知的財産推進計画2016に掲載の主要項目及び主な関連施策**

(新たな情報財の創出に対応した知財システムの構築)

- ・ AI 創作物や3D データ、創作性を認めにくいデータベース等の新たな情報財について、知財保護の必要性や在り方について具体的に検討。(経済産業省、内閣府)
- ・ 第4次産業革命時代において、グローバルなイノベーションの創出につなげていくための産業財産権制度等の在るべき姿を総合的に検討する。(経済産業省)

(世界最速・最高品質の審査の実現)

- ・ 権利化までの期間を平均14か月以内とする目標の達成や、審査の質の維持・向上のため、審査体制の整備・強化を実施。(経済産業省)

(国際連携の推進)

- ・ 知財人材の新興国等への派遣、新興国等からの知財人材の受入れ、他国への審査協力等を通じて、審査基準・審査実務・知財人材育成方法などの我が国の知財システムの普及と浸透を図る。(経済産業省)
- ・ 海外展開を図る我が国企業が早期に特許権を取得可能とするため、特許審査ハイウェイ (PPH) の拡充を図る。(経済産業省)

#### **(2) これまでにいただいた主な意見及び本会合での論点**

##### **《これまでの委員会等での主な意見》**

- ・ 早く特許化できる制度があると、当該国での事業化を確実に進めていくことができる。高い審査レベルの (ASEAN 諸国への) 国際連携を進めていただきたい。
- ・ 審査の質が重要ポイントだと思っている。そのためには、優秀な審査官の育成は必須。

##### **《「知的財産推進計画2017」の策定に向けた意見募集に寄せられた主な意見》**

- ・ IoT、AI、ビッグデータなど新たな技術に関する審査について、我が国が世界をリードして事例の作成、新たな分類の導入などを行い、諸外国に情報発信することに賛成。我が国だけがガラパゴスとならないよう、諸外国の動向を踏まえた検討を行うとともに、技術革新のスピードに合った迅速な対応を。
- ・ AI を用いたアイデアを特許で適性に保護するための基準を明確にすべく、現状のガイドラインを加筆する等の対応を期待。
- ・ 特許庁による最高品質の審査の実現は、権利の価値や安定性の向上、経済成長の土台の強化につながるものであり歓迎。
- ・ 特許権の付与にかかる時間が短縮されてきたことは大いに歓迎するが、それに加え、審査における進歩性充足の基準が低くならず、且、安定したものになることを希望。
- ・ グローバルな活動を行っている企業としては、品質向上もグローバルレベルで行われ、それを日本特許庁がリードすることを引き続き期待。
- ・ 国ごとの法制度や手続きの違いによる権利取得等のための経済的負担増を解決すべく、新興国を含む海外知財庁との国際連携や国際施策の検討を引き続き推進すべき。
- ・ 特許権利化・維持にかかる費用の削減についても、さらなる検討を期待。

##### **《本会合での主な論点》**

- ・ 第4次産業革命時代に対応すべく、IoT、AI、ビッグデータなどの新たな技術に関する審査を行っていくのにあたり、今後さらに取り組むべきことは何か。
- ・ 我が国企業の知財活動をサポートするという観点から、海外知財庁との国際連携はどうあるべきか。また、そのためにさらに取り組むべきことは何か。